

## 『農業市場研究』投稿規程

日本農業市場学会学会誌編集委員会

(発行回数)

1. 本誌は年4回(6月、9月、12月、3月)刊行とする。

(投稿者の資格)

2. 本誌の投稿資格者は、本学会の会員とする。共同執筆者に会員以外の者を含めることもできるが、筆頭執筆者と代表執筆者が異なる場合には、両者がともに会員でなければならない。

(審査の対象)

3. 本誌は、会則第2条にある「農業・食料に関わる諸市場の理論的・実証的研究」の発展に資すると思われる論文を審査対象とする。

(原稿の種類・受付期間)

4. 投稿する原稿の種類は和文もしくは英文の〈論文〉、〈報告論文〉、〈書評〉およびその他の4種類とする(ただし、〈論文〉および〈報告論文〉は、掲載受理が決定されたものについては〈論文〉として一括して表記する)。原稿は未公開のものであることを原則とし、同時期に他の学会誌等に投稿されていないものであることとする。〈論文〉、〈書評〉およびその他は随時受け付けるが、〈報告論文〉は本学会大会での個別報告後定められた期間内に受け付ける。なお、〈報告論文〉のタイトルおよび執筆者(順)は、原則として個別報告等(要旨集掲載)のタイトルおよび報告者(順)とすること。また、シンポジウムの報告は編集委員会からの依頼原稿として本規程の中で扱う。

(投稿の方法)

5. 投稿者は電子メールにて学会誌編集委員会事務局に以下のものを提出すること。

投稿票、原稿(刷り上がり状態のPDFファイル、サマリーを含む)、投稿審査料振込のPDFファイル、ネイティブ・チェック証明書のPDFファイル(英文の場合)。なお、ファイル名には投稿年月と投稿者名を入れること(例:「201506 市場太郎\_投稿票」「201506 市場太郎\_原稿」等)。

(審査回数の上限)

6. 審査は3審を上限とする。3審までに掲載可とならない場合は審査を打ち切る。

(原稿の枚数)

7. 原稿の枚数は、和文の場合、本誌の書式(1頁当たり1,892字(22字×43行×2段))で〈論文〉10頁以内(400字換算で47枚以内)、〈報告論文〉6頁以内(同28枚以内)、〈書評〉2頁以内(同9枚以内)、その他とする。英文の場合は、本誌の書式(1行10~15単語×46行×2段)で頁数は和文と同じとする。いずれの場合も、頁数には図表および後述のサマリーを含む。

(ネイティブ・チェック)

8. 英文原稿は、英語を主言語とする外国人が通読し、英文として改善されたものを投稿することとし、それを裏付ける通読者のサイン付き証明書を添付しなければならない。日本語を母国語としない学生会員による和文原稿については、日本語を主言語とする者が通読し、その旨を投稿票の所定の欄に記載しなければならない。

(投稿審査料)

9. 本誌への論文投稿に際しては、投稿審査料として1編につき10,000円(学生単著は5,000円)を徴収する。なお、論文原稿の送付時に、投稿審査料振込(口座番号:02730-9-79366/加入者名:日本農業市場学会)のPDFファイルを電子メールに添付すること。

(掲載料)

10. 本誌への論文掲載は原則として有料とする。〈論文〉および〈報告論文〉の掲載料は 20,000 円 (学生単著は 5,000 円) とし、論文掲載受理通知後に徴収する。当該論文で、やむを得ず頁数 (刷り上がり) を超過する際には、超過分に付き 1 頁当たり 10,000 円を徴収する。なお、編集委員会から依頼するものについてはこの限りではない。

(キーワード)

11. 論文には日本語および英語でキーワード 3 語を記載する。

(サマリー)

12. 和文論文には英文サマリー (論文題名、執筆者名、所属 (部まで)、キーワードを含む。文章 300 単語以内およびその和訳文) を、英文論文には和文サマリー (同。800 字以内) とキーワードを添付する。英文サマリーについては英文の正確さを期すため、編集委員会で修正することがある。

(執筆要領)

13. 執筆要領は別途定めるとおりとする。

(投稿票)

14. 別紙に①原稿の種類、②タイトル、執筆者名、所属 (部まで)、③キーワード (論文の場合のみ)、④本文および図表を含めた予想頁数 (1 頁 1,892 字換算)、⑤代表執筆者の連絡先 (電子メールアドレスを含む。代表執筆者が学生の場合には指導教員名およびその連絡先も記載すること) 等所定事項を記載し、投稿票として添付する (投稿票は学会 Web サイトからダウンロード可能)。

(原稿の採否)

15. 投稿論文は別途定める論文審査要領に基づき、複数審査委員による審査を経て編集委員会が掲載の可否を決定し、受理日を明記のうえ本人に通知する。

(稿料)

16. 投稿・依頼原稿とも稿料は支払わない。

(著作権)

17. 学会誌採録原稿の著作権については、著作権取り扱い要領によるものとする。

附則. 本規程 9. (投稿審査料) については、2009 年 5 月 1 日から適用するものとする。

1992 年 4 月 5 日制定 1993 年 4 月 4 日改正 1996 年 4 月 3 日改正 1997 年 4 月 3 日改正  
1998 年 4 月 3 日改正 1999 年 4 月 2 日改正 2001 年 7 月 1 日改正 2002 年 6 月 30 日一部修正  
2003 年 4 月 3 日改正 2004 年 10 月 31 日改正 2005 年 7 月 1 日改正 2009 年 3 月 29 日改正  
2009 年 7 月 10 日改正 2010 年 3 月 28 日改正 2011 年 7 月 2 日改正 2012 年 7 月 6 日改正  
2012 年 12 月 9 日改正 2014 年 7 月 4 日改正 2015 年 6 月 26 日改正 2015 年 12 月 6 日改正